

一般社団法人久喜市学童保育運営協議会運営規程

(平成 29 年 10 月 1 日制定)

(事業の目的)

第 1 条 一般社団法人久喜市学童保育運営協議会（以下「協議会」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、久喜市放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 協議会は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等（以下「利用者」という。）を対象として、放課後や学校休業日に生活支援等を行い、児童の健全育成を図るものとする。

2 協議会は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 協議会は、学校や地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会等に対し、協議会が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するものとする。

4 協議会は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

5 協議会の役員及び職員は、暴力団員又は暴力団関係者（久喜市暴力団排除条例（平成 25 年久喜市条例第 16 号）第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者をいう。）でないものとする。

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第 3 条 協議会における職員の種類及び職務の内容は、次のとおりとする。なお、職員の員数は協議会が別に定める職員配置基準に基づき、配置するものとする。

(1) 職員の種類

- ア 事務局長
- イ 主任事務員
- ウ 事務員
- エ エリアマネジャー
- オ 主幹支援員
- カ 主任支援員
- キ 副主任支援員
- ク 上席支援員
- ケ 支援員
- コ 正規補助員
- サ 臨時職員

シ 補助員

(2) 職員は、一般社団法人久喜市学童保育運営協議会就業規則第6条及び第7条に基づき、職務を行うものとする。

(開所日及び開所時間)

第4条 放課後児童クラブの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月13日から8月16日までの期間及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く日

(2) 開所時間

ア 小学校の授業日：授業の終了時から午後7時15分まで

イ 小学校の授業の休業日：午前7時30分から午後7時15分まで

ウ 土曜日：午前7時30分から午後6時30分まで

ただし、土曜日に授業等があり、かつ振替休業日が設けられている場合は、アの例による。

エ 台風等の影響で登校時刻が遅れた場合、又は臨時休校となった場合は午前7時30分から授業開始時、又は午後7時15分まで

ただし、児童等の安全を確保することが困難である判断した場合、又は職員が正当な理由により開所時間までに勤務に就けない場合は休所、又は時間を遅らせて開所するものとする。

(支援の内容)

第5条 協議会が支援する保育の内容は、「放課後児童に対し久喜市学童保育運営協議会が提供する保育」とする。

(保護者が支払うべき額等)

第6条 年間入所に必要な利用料（以下「基本利用料」という。）は、次の表のとおりとする。

学年	基本利用料（月額）
1	10,500円
2	9,500円
3	8,500円
4	7,500円
5	6,500円
6	5,500円

2 放課後児童クラブに月の途中から入所する場合又は月の途中において退所する場合の基本利用料は、日割によって計算する。

3 一時入所に必要な利用料（以下「日額利用料」という。）は、次のとおりとする。

(1) 平日の日額利用料は、日額500円とする。

(2) 学校の休日の日額利用料は、月額10,500円を限度とし、日額1,000円とする。

- 4 時間外保育に必要な利用料（以下「時間外利用料」という。）は、30 分間毎に 1,000 円とする。
- 5 基本利用料及び時間外利用料は、原則として、協議会が指定する日に口座振替の方法により納入するものとする。口座振替によりがたい場合や日額利用料は、協議会の指定する方法によるものとする。
- 6 放課後児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、傷害保険加入に必要な傷害保険料を協議会の指定する方法により納入する。ただし、入所の不承認を決定したときは、速やかに傷害保険料を返納するものとする。

（利用定員）

第 7 条 放課後児童クラブの利用定員は、別表 1 のとおりとする。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、別表 1 のとおりとする。ただし、これを越えて利用することを妨げるものではない。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第 9 条 保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

- (1) 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話、メール又はファクシミリにより、各放課後児童クラブに届け出ること。
- (2) 感染症の罹患及び発生等により、他の利用者への感染の恐れがあると判断される場合には、協議会は該当利用者に対して休所を命ずることができる。

（緊急時等における対応方法）

第 10 条 協議会は、緊急時等においては、事故発生時対応マニュアルに基づき、安全管理を行うものとする。

（非常災害対策）

第 11 条 協議会は、地震発生時行動マニュアル等の危機管理マニュアルに基づき、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 12 条 協議会及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（その他運営に関する重要事項）

第 13 条 協議会は、苦情処理マニュアルに基づき、利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 協議会及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 協議会は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。
- 4 協議会は、職員台帳及び設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて定めるものとし、その内容を保護者等に周知するものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 7 条、第 8 条関係)

名 称	位 置	利用定員	実施地域
つばめクラブ	久喜市吉羽 2 丁目 16 番地 10	40 人	太田小学校区
さくらっこクラブ	久喜市久喜東 4 丁目 25 番 8 号	40 人	久喜東小学校区
たんぽぽクラブ	久喜市本町 7 丁目 6 番 2 号	40 人	本町小学校区
あおぼっこクラブ	久喜市青葉 1 丁目 3 番地	40 人	青葉小学校区
あおげわくわくクラブ	久喜市青毛 872 番地 4	40 人	青毛小学校区
北斗キッズクラブ	久喜市久喜北 2 丁目 30 番 1 号	40 人	久喜北小学校区
久喜児童クラブ	久喜市本町 2 丁目 5 番 1 号	80 人	久喜小学校区
江面児童クラブ	久喜市北青柳 40 番地 1	35 人	江面小学校区
清久もみじクラブ	久喜市六万部 590 番地	27 人	清久小学校区
菖蒲東学童クラブ	久喜市菖蒲町菖蒲 427 番地	45 人	菖蒲東小学校区
小林・栢間学童クラブ	久喜市菖蒲町下栢間 2720 番地	35 人	小林小学校区 栢間小学校区
菖蒲学童クラブ	久喜市菖蒲町菖蒲 625 番地	35 人	菖蒲小学校区
三箇学童クラブ	久喜市菖蒲町台 852 番地の 1	35 人	三箇小学校区
鷺宮学童クラブ	久喜市葛梅 113 番地	45 人	鷺宮小学校区
東鷺宮学童クラブ	久喜市桜田 3 丁目 10 番 2	80 人	東鷺宮小学校区
鷺宮中央学童クラブ	久喜市鷺宮 2 丁目 6 番 19 号	60 人	砂原小学校区
桜田小学校学童クラブ	久喜市東大輪 311 番地 4	160 人	桜田小学校区
上内学童クラブ	久喜市上内 716 番地	30 人	上内小学校区